

諮問第1号
平成26年(2014年)2月24日

姫路市環境審議会
会長 中瀬 勲 様

姫路市長 石見 利勝



姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化等に関する条例（仮称）のあり方について（諮問）

姫路市環境審議会条例第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

【諮問の趣旨】

本市では、廃棄物処理施設等の設置に当たって、関係住民等の意向が十分に反映され、関係地域の生活環境の保全についての配慮がなされたものとなるよう、平成18年3月10日に「姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱（以下「要綱」という。）」を制定し、設置手続に関する事務を遂行してきたところである。

そのような中、これまでの要綱に基づく取組を踏まえつつ、事前手続の法的な位置づけの明確化、組織としての対応力や交渉力の強化、手続の透明性や公平性の確保の観点から廃棄物処理施設に係る手続の強化を図るため、事前手続の条例化を検討している。

このことから、廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化等を推進するための条例のあり方について意見を求めるものである。